

土地区画整理法に基づく意見書

岐阜県知事 宛

令和 年 月 日

住 所：_____

氏 名：_____

電話番号：_____

次の通り意見書を提出します。

1. 意見書を提出する事業計画

2. 事業計画との利害関係（※裏面を参照願います。）

（1）事業に関係のある土地等

① 種類（※該当するものに○を記入してください。）

（ ） 土地 （ ） 土地に定着する物件 （ ） 水面

② 所在地

（2）権利の種類

（※記載例：居住地・所有地・借地・借家・抵当権を有している・占用許可を受けている等）

（3）（1）の土地等が事業計画によって受ける影響

3. 意見書の趣旨及び理由

（1）意見書の趣旨（※修正を求める内容を具体的に記入してください。）

（2）理由

(裏面)

意見書を提出できる方について

土地地区画整理事業の事業計画等に意見を提出できる方については、土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 1197 号）において以下のように定められております。

第 55 条 都道府県又は市町村が第 52 条第 1 項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

※「利害関係者」とは、当該土地地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者のことです。（土地地区画整理法第 20 条第 2 項）

本意見書を提出された方が「利害関係者」に該当されるかどうかを確認させていただく必要があるため、意見書中「2. 事業計画との利害関係」の項目は必ずご記入ください。